

自転車 の運転 “心に運転免許を”



自転車も
車の仲間です。
「止まれ」の
標識のある所では、
一時停止して
安全確認を！



※「ながらスマホ」での運転も
禁止されています。

自転車運転者が
危険行為をくり返すと

自転車運転者講習制度

の対象と
なります

主な危険行為

信号無視

一時不停止

右側通行

など
15類型

自転車
講習制度の
ながれ

自転車運転者が
危険行為をくり返す
○3年以内に2回以上

交通の危険を防止するため、
都道府県公安委員会が
自転車運転者に講習を
受けるように命令

講習の受講
○講習時間:3時間
○講習手数料:6,000円



愛知県警察